

南阿蘇村高齢者保健福祉計画及び第10期南阿蘇村介護保険事業計画策定等業務委託 仕様書

1. 業務名

南阿蘇村高齢者保健福祉計画及び第10期南阿蘇村介護保険事業計画策定等業務委託

2. 期間

契約締結日の翌日から令和9年3月26日まで

3. 目的

本業務は、老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、地域包括ケアの一層の推進を念頭においた令和9年度～令和11年度を目標年度とする「南阿蘇村高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画」を策定することを目的とする。

4. 業務内容

業務の進行にあたっては、制度改正等による新たな施策の展開、国・県等の基本指針等を踏まえ、村の指示のもとに本村の実情に応じたものとなるように策定作業に取り組むものとする。

(1) 調査結果の入力、集計、分析等について

令和7年度に南阿蘇村が実施した以下の各種調査について、集計、分析、報告書を作成する。また、調査結果等について本村職員等に対する報告会を開催し、必要に応じ先進事例を紹介するなど、本村の実情にあった施策を提案すること。

① 調査の種類・内容・規模

- ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

【アンケート調査の実施概要】

調査対象 要介護認定者を除く65歳以上の高齢者（600件配布）

回収件数 400件（回収済・郵送による配布回収調査）

- ・在宅介護実態調査の分析

【アンケート調査の実施概要】

調査対象 1月5日から3月31日までに認定調査の対象となる高齢者の家族

回収件数 59件（認定調査員による聞き取り調査）

- ・介護サービス事業所実態調査

【アンケート調査の実施概要】

調査対象 村内の介護福祉事業所

回収見込数 15件程度（メールによる配布回収調査）

② アンケート調査結果の入力、集計分析における作業内容

- イ) 調査結果の入力、集計、分析

- ロ) 調査結果とりまとめ、報告書データの作成
- ハ) 国、県報告様式作成、見える化システムデータ作成

③ 本村職員等に対する報告会及び検討会の開催

本村職員等に対する報告会及び検討会議の開催を行う。

なお、調査結果の分析には、国立大学教授、日本公衆衛生学会の推薦者などの専門家が行った分析報告を基に、介護保険に関連した事業に従事した経験のある職員が報告及び検討会議での助言をおこなう体制を確保し実施すること。

④ 調査に関する成果品

各種調査報告書データの作成（CD-R等の記録媒体に格納して納品）

(2) 給付実績集計・分析の実施

南阿蘇村が提供する国保連給付実績データ等（地域包括ケア「見える化」システムによるデータ等）に基づき、介護認定者の推移、サービスの利用状況、給付実績に関する給付状況の分析を行う。また、分析に当たっては、第9期南阿蘇村介護保険事業計画との比較分析を行うこと。

(3) 計画目標量の設定

第10期計画の前提となる圏域の将来人口および高齢者人口を設定し、国から提示されるワークシート（エクセル版を想定）により要支援・要介護者数、介護保険サービス利用者数を推計するとともに、介護保険サービス見込み量、介護保険給付費、第10期介護保険料の設定支援を行う。

(4) 認知症施策推進計画について

第10期計画内容と、村が並行して作成する認知症施策推進計画の内容との整合性を取れるよう留意すること。

(5) 計画骨子案・素案へのアドバイス

これまでの調査結果を踏まえて第10期計画の基本課題や試作方向を整理し、今後の重点課題と施策の目標・体系をとりまとめた計画骨子案、計画素案を作成し、内容の協議を行う。

(6) パブリックコメントの実施支援

計画素案についてのパブリックコメントを南阿蘇村が実施するにあたり、実施方法やとりまとめに関するアドバイスを行う。

(7) 介護保険運営協議会の運営支援

計画内容を審議するために設置される運営協議会（4回程度）の運営について、会議資料作成のためのデータを提供するとともに、出席のうえ協議事項に関するアドバイス等の支援及び議事録を作成する。

(8) 打ち合わせ協議等

本業務を適正かつ円滑に実施するため、業務責任者と監督員は常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すこととし、その内容についてはその都度受託者が書面（打ち合わせ記録簿等）に記録し、相互に確認することとする。なお、業務責任者又は業務担当者は、定期的に本業務の進捗状況の報告もしくはその他必要な打合せを行うものとする。

5. 成果品

- (1) 南阿蘇村高齢者保健福祉計画及び第10期南阿蘇村介護保険事業計画 50部
(A4判、100頁程度、表紙多色刷、本文1色刷)
- (2) 上記電子データ一式

6. 再委託の禁止

本業務は、原則として受託者自らが実施し、第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ村の承諾を得た場合は、この限りではない。

7. 守秘義務

本業務において、知り得た個人情報を含む全ての情報を村に断りなく使用することを禁じる。

8. その他

- (1) 本業務における成果品及び作成資料等の著作権、著作権等の一切の権利は村に帰属するものとする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項又は明記されていない事項及び業務遂行中に疑義が生じた事項は、村と受託者双方協議の上、決定するものとする。
- (3) 受託者が契約事項を遵守しない時は、村は委託契約を解除することができる。また、委託契約の解除により発生した損害については、受託者が賠償しなくてはならない。
- (4) 業務の過程において、村が必要とした場合には、迅速に資料を提出すること。
- (5) 国・県等の動向、方針に関する助言、その他必要に応じて、電話、メール等で支援を行い、計画策定に向けた助言や提案を積極的に行う。